

## 第 12 回 いじめの記憶

---

最近児童生徒の自殺の報復が目をひくが、その多くはいじめが原因とみられ、現代の子どもたちにも複雑でストレスの多い社会の影響が及んでいることが窺われる。またそれは、子どもたちの価値観や生死観にも変化が及んできていることを想定させるとともに、純真無垢な子どもたちがそれまで経験したこともないようなストレスによって容易に深刻な心理状況に陥りやすいことを示唆している。

ところで医療においては、医療事故や医療過誤の防止対策を確立することが安全性を保つうえで最も重要である。医療事故とは医療の全過程における患者や医療関係者のすべてを含めた人間に対して起こった事故であり、一方医療過誤は医療関係者が当然払うべき業務上の注意義務を怠り、これによって患者に傷害を与えた場合を言うが、これらすべてを包括的にしたのが広い意味での医療事故であるといつてよいであろう。医療事故について考えるうえで、死亡や重度障害が残るような医療事故から、軽い事故、さらに重大な医療事故にはならなかったが、「ヒヤリ・ハット」した事例(インシデント)等の三つの範疇に分類し、労働災害におけるハインリッヒの法則をあてはめると、それらの比率は 1:29:300 である。法則の概略は、重傷以上の重大事故に相当する事例 1 件に対して、生死には関わらないまでも軽傷を伴う事故 29 件があり、さらに 300 件のインシデントが水面下に隠れた氷山のように存在するというものである。インシデントを極力防止することが重大事故の発生防止につながる。現在多くの病院では「ヒヤリ・ハットレポート」や「インシデントレポート」が定期的に積極的に報告される傾向にある。重要なことはインシデント上方をすべての医療関係者が共有することで、それによって重大事故の防止対策をたてることができる。

教育現場においてもいじめを医療現場における事故のように考えると理解しやすいと思う。氷山にたとえられる多数の部分に手をつけてはじめて重大結果を回避することが可能になる。いじめは昔からどのような時代でも、どのような世代にも存在したし、それらを全て消滅させることは困難であろう。いじめが大事に至らないような時期に早期に発見して対処することが最も現実的である。言い換えれば、いじめが重大結果を引き起こさないうちに手だてすることである。

文科省による「いじめ」の定義は、平成 17 年度まではいじめとは「自分より弱いものに対して一方的に身体的・心理的な攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じている」ということであったが、平成 18 年度から「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物

理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。」といういじめられる側の立場を重視したものに変更された。この定義の方がそれ以前の定義よりも解りやすく、平成 18 年度の調査では発生報告件数が大幅に増加した。宮城県を例にとると、いじめについて小学校から高校までの児童生徒を対象にした調査では、平成 17 年 369 件、同 18 年 2396 件であった。平成 18 年 10 月福島県教育委員会が新たな定義にもとづいて行った小学校 3 年生から高校 3 年生までの児童生徒を対象に行った「いじめの根絶に向けた調査結果」によると、平成 18 年度の約半年間に「子どもがいじめと感じているすべての件数」は 595 件で、発生件数は中 1・中 2 にピークを示す分布であった。いじめの内容は、多い順に「冷やかす、からかい」「仲間はずれ」「言葉の脅かし」「暴力を振るう」「集団による無視」「その他（「持ち物へのいたづら」「手紙やメールによる中傷」「ズボン下げ」「物品の売買強要」「掲示板での嫌がらせ」など）」等であった。

筆者にも学童の頃のいじめの記憶がある。

昭和 16 年 12 月 8 日真珠湾奇襲から始まった太平洋戦争の末期、東二番町国民学校（現小学校）3 年生のとき、昭和 20 年 7 月 9 日仙台大空襲があった。仙台駅の近くにあった我が家も焼けてしまい、その翌日、三男二女兄弟の末っ子であった筆者は祖母と三歳年上の次兄とともに、市内からひと山超えたところの近郊に徒歩で疎開した。そこは北西には七北田川が流れ、川と南東から迫る山に挟まれるようなところで、その土地には炭酸鉱泉があり、父が工場を建てて炭酸ガスと炭酸飲料水の事業を行っていた。戦争の激化とともに工場の機械類などは国に供出されることになり、工場は廃墟となり数件の住居だけが残されていた。記憶は断片的だが、川を渡り、雑木林を抜け、数件の農家が点在するたんぼ道を通って通学する S 小学校の 3 年生に疎開児童として編入した。その年の秋だったと思うが、ある時教室の外に整列した同級生数人を担任の K 教師からビンタ（ほほを張る）するように命ぜられた。その様子を上級生が目撃しており、その後彼らとその仲間達に繰り返しひどくいじめられた。ところがいじめの原因を作った K 教師は知っていたはずだが助けてはくれなかったのである。最近教師が子どもに「偽善者」呼ばわりをして、いじめをあおる結果となった事例が報道されたが、筆者の例も教師が関与したことではそれに類似している。当時の筆者のような疎開児童には友達もできにくかった。学校も欠席しがちになり、寂しい思いをした。祖母は自分の着物と米を交換して孫たちを養ったというような苦勞もしたようである。あるときは自分のサツマイモ弁当を教室で開くのが恥ずかしく、学校帰りの川原で食べたこともある。その時の秋空に無数のトンボが舞っていたのを今もはっきりと思い出すことができる。幸い翌年の春に仙台に帰ることができた。疎開したときとは別の道を馬車に揺られて帰ったが、途中市内に入ってから聞こえてきた子供たちの仙台弁にほっとし、懐かしく思ったものである。筆者の遭遇したいじめは、ハインリッヒの法則からいうと軽傷の部類に属し、気が強く闘争心もあったお陰で、辛うじて完全な不登校までには至らず、その程度のことは余りマイナスの記憶としては残らなかったのだと思う。

繰り返すようだが、いじめを根絶することは不可能である。いかなる集団社会においても、異質分子が入り込んだ場合には集団の中にストレスが生じ、程度の差はあれ排除する力が働く。嘗て日本では自分よりも弱いものをいじめることは卑怯な振る舞いをする事と共に恥すべきこととされていた。江戸時代 300 年の間に濃縮された武士道の精神には単に美学とは言いきれない捨てがたい事柄が多くある。近代になって人間の社会生活の規範は次第にグローバル化し、日本固有のものが希釈され、なかには霧散してしまったものもある。このような状況の中から新しい子ども達の理想的な集団生活の規範を構築していくことは容易ではない。それぞれが異なった価値観や人生観をもった他人同志が棲み分けていくために先ずお互いの存在を認めなければならないし、自由ということには責任が必ず伴うことが最も基本的なこととして身につけなければならない。

同じ社会に住む他人に精神的な苦痛をもたらさないようにするには、家庭や学校や社会が子どもたちに他人の気持ちを忖度することが美德であることを理解させることである。一方ではまた、子どもたちを精神的なストレスに強くなるように育て教育する方策を考え出すことも必要である。

(平成 19 年度北部ブロック道県教育委員協議会 パネルディスカッション「いじめ問題への対応」 ホテル仙台プラザ 2007 年 6 月 7 日 司会 藤村重文)